

委 員 各位

多治見市廃棄物減量等推進審議会
会 長 小 澤 正 邦

令和 3 年度第 1 回多治見市廃棄物減量等推進審議会の結果について

炎暑の候、皆様方におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は、本市の環境行政に多大なる御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和 3 年度第 1 回多治見市廃棄物減量等推進審議会につきましては、書面によるご審議を
いただき誠にありがとうございました。
ご提出いただきました回答票により、「スプリング入りマットレスの処理手数料の新設について」
は承認されましたので御報告申し上げます。
また、いただきました主な意見、質問等は以下のとおりです。

記

1. スプリング入りマットレス（以下「S マット」という。）の処理手数料の新設について

結 果
承認 （承認 11・不承認 1）

<意見>

承認	・ 2,000 円の手数料を新設することは妥当であるとする。 ・ 処理手数料を負担することで、ごみ処理に費用が掛かることを市民が意識して、ごみを減らそうと考えるきっかけになって良いと思う。 ・ 持ち込む人が S マットの解体作業をするのは難しく危険なので、料金を設定してもらった方が持ち込みやすいと思う。 ・ S マットを持ち込む時に解体するかしないかで料金が変わるなら、持ち込む人が解体するかしないかを選ぶことができるので良いと思う。 ・ 木材等に関して長い物は自身で切断することになっている。S マットは自分で切断することは難しいことから、切断に対する費用発生はやむを得ないとする。
不承認	・ 資料の「適正な処理」の意味することが不明なため不承認とする。

<質問>

内 容	回 答
ソファの解体も S マットと同様か。	同様ではない。 ソファは解体せずに持ち込んでもらい、再利用できる物はリサイクルマーケットに出品し、再利用できない物は裁断して処分している。
今回、提案された S マットの処理手数料は高くはないか。	県内の近隣市に S マットの処理手数料の設定が無いが、隣の春日井市は 2,000 円で設定している。 S マットの解体に約 1 時間かかるため、今回、提案したセンター職員の平均時間給の 2,000 円は妥当と考える。

（裏面に続く ↓ ）

内 容	回 答
Sマットの処理手数料の新設には賛成するが、処分料金（処理手数料+従量制料金）を急に高くすると不法投棄の原因にならないか。	Sマットの処理手数料を新設した後は、処理手数料の2,000円だけで、従量制料金の負担はなくなる。 今回、提案した処理手数料は、許可業者に収集運搬を依頼するより安い料金設定となっている。
「適正な処理」の「適正」とは、どういう意味か。	Sマットについては、解体して金属製のスプリングは資源として売却し、資源にならないその他の物は焼却処理することである。

2. その他

<意見>

- ・現在の家庭ごみの持込み手数料が20 kgごとで100円であるのは感謝しているが、燃料代高騰等の理由があれば30 kgごと200円にするとか、10 kgごとに100円負担する方法にしても良いと考える。

<質問>

内 容	回 答
多治見市のごみ袋は他市より高いと言われている。他市との比較ができているか。	本市がごみ袋を有料化した時は、近隣市と比較すると高い方であったが、近隣市もごみ袋の料金を見直しており、現在では本市のごみ袋料金が特に高い状態ではなくなっている。 ごみ袋料金の見直しをする際には、近隣市の料金と比較している。

<要望等>

内 容	回 答
大畑センターを見学したい。	時期を見て実施したい。
ステーションの看板の劣化が激しくて、内容が全く見えない。	ステーションの管理は地域にお願いしている。 看板が老朽化した際には、三の倉センターにご連絡いただければ、回収時に新しい看板をステーションへ届ける。

<担 当>

多治見市役所 環境課 廃棄物対策グループ

担当：坪山

電話：0572-22-1580<直通>

E-mail：tsuboyama-k@city.tajimi.lg.jp